

「日出町介護予防地域活動支援補助金 (健康おうえん金) の交付について」

<健康おうえん金の交付についての説明資料>

- ①補助金の対象、条件、対象外
- ②補助金額、補助金額算出の目安、対象経費
- ③申請の流れ
- ④健康おうえん金のQ&A (NO 1~9)
- ⑤健康おうえん金のQ&A (NO10~17)

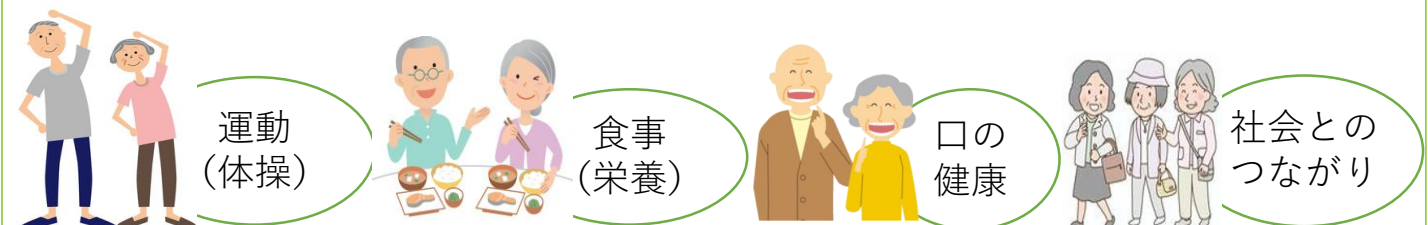
【添付資料】

- ・補助金等交付申請書及び誓約書：様式第1号（第4条関係）
- ・事業計画書：様式第1号（第5条関係）
- ・収支予算書：様式第2号（第5条関係）
- ・構成員名簿（参考）
- ・補助金等交付請求書：様式第8号（第12条関係）
- ・補助事業等実績報告書：様式第6号（第10条関係）
- ・事業実績書：様式第4号（第6条関係）
- ・収支決算書：様式第3号（第6条関係）
- ・出席者名簿（参考）

【詳細については、お問合せください。】

お問合せ先：日出町健康増進課 電話 0977-73-3130

フレイル予防をしましょう！



「日出町介護予防地域活動支援補助金（健康おうえん金）の交付について」①

— 令和8年度版 —

日出町では、高齢者が地域でいきいきと暮らしていけるように、住民が主体となり介護予防に取り組む活動を行う団体の育成とその支援を行っており、その活動に対して補助金の交付します。

【対象】

- ①今までに日出町が実施した介護予防のための教室（脳リフレッシュ教室及びハッピー教室）を自治区で取組み、教室終了後も自治公民館等で自主教室として継続的に活動している自治区
- ②自治公民館等の拠点を決めて、介護予防に資する複数のプログラムを実施する自治区及び団体

【条件】 補助対象者は、次の条件を全て満たすこと。

- 1、介護予防に資するプログラムを年間10回以上実施し、1回あたりの実施時間は概ね1時間30分以上とする。
- 2、介護予防に資するプログラムで運動機能向上、栄養の改善、口腔機能向上、認知症予防の分野のうち、3つ以上実施する。
- 3、構成員のうち3分の1以上は概ね60歳以上の町内在住者とし、かつ構成員数が5名以上である。
- 4、1回の開催につき、構成員の3分の1以上の人数が参加している。
- 5、めじろん元気アップ体操またはラジオ体操を実施する。

介護予防に資するプログラムの選択分野とその取組例

分野	取組例
運動機能向上	・筋力アップのための体操、リズム体操、ストレッチ、ウォーキング など ・さわやか日出の支援を受ける、健康運動指導士や理学療法士の指導を受ける
栄養の改善	・バランスのとれた食事・減塩の食事の話、低栄養予防、調理実習 など ・食生活改善推進協議会の支援を受ける、管理栄養士等の指導を受ける
口腔機能向上	・咀嚼・嚥下のための講話、実技（口腔体操など）など ・保健師や歯科衛生士等の指導を受ける
認知症予防	・レクリエーション、脳トレーニング、工作、歌・音楽、交流会（グラウンドゴルフ、パークゴルフ等） など ・保健師等の講話

補助対象除外

下記の団体は補助対象外です。

- ・政治、宗教又は営利を目的とする団体
- ・参加者に対し制限等を設けている団体
- ・趣味の活動と考えられる団体
- ・就労的活動
- ・公民館活動 等
- ・日出町から他の補助金を受けている団体
- ・講師が主体となり月謝等を徴収する団体
- ・総合型地域スポーツクラブ
- ・文化協会

「日出町介護予防地域活動支援補助金（健康おうえん金）の交付について」②

— 令和8年度版 —

【補助金額】 1団体につき**5万円以内** *但し、予算の範囲内で交付

補助金額の算出目安

補助金額は、補助基本額（ア）及び加算額（イ）を合算し算出します。
補助基本額（ア）は①及び②に該当する実績の金額を合計します。

補助基本額（ア）		加算額（イ）	
令和7年度の実績		令和8年度の実績	補助金額
①平均参加者数	5名以上10名未満	拠点とする会場の使用料が発生する場合	実費 上限20,000円
	10名以上		
②実施回数	12回以上23回以下	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> 加算額は、計画書と報告書の実績が異なる場合は返金場合があります。 </div>	
	24回以上39回以下		
	40回以上		

- 補助金額は、千円未満を四捨五入します。
- この補助金は、予算の範囲内で交付され、申請総額が町の予算額を超える時は、この算出額より減額になる場合があります。
- 平均参加者数は、令和7年度参加者延べ人数を令和7年度の実施回数で割り、小数点以下を切り上げた値です。
- 令和7年度の実績がない申請団体の補助金額は、計画書にて算出され、①平均参加者数は令和8年度の構成員数とし、②実施回数は令和8年度の実施予定回数が12回以上で5千円となります。ただし、計画書と報告書の実績に差異がある場合は、返金場合があります。
- 補助金額は、5万円が上限となります。
- 会場の使用料に、冷暖房費は含まれません。

補助金使用の対象

項目	内容
報償費	講師への謝礼等、講師のお茶等を含む *当該団体構成員に対しては対象外
旅費	講師に係るものに限る
需用費	事務用品などの消耗品代、教材代、運動用具代、資料印刷代、材料代等 *食材に係る費用は、介護予防に資するプログラム（栄養改善・口腔機能向上）を目的とした取組を開催する場合で、材料費として計上し、様子が分かるものを提出する場合に限り、補助対象となる *惣菜や出来上がり品、弁当、お茶、食事、お菓子等を購入した経費は対象外
役務費	切手代等（講師に係るものに限る）詳細を明記する。
使用料及び賃借料	会場使用料、冷暖房費、車借用料等 *車借用料は、介護予防に資する活動で町内移動の1回に限る。 領収書または計上根拠として、町の単価表の旅費をもとに算出する。 令和8年度単価表の旅費：37円/Km
備品購入費	団体のみが使用する物とする

- 構成員個人に支給されるような経費は、対象外です。ただし、車借用料は除きます。
- 娯楽、遊興に要する費用及び補助金の使途として不適切と判断される経費は対象外です。
(例) バス旅行、観劇、飲み会、大会景品等
- その他に担当課と協議の上、必要と認められる経費は対象となる場合があります。

「日出町介護予防地域活動支援補助金（健康おうえん金）の交付について」③

— 令和8年度版 —

申請の流れ

①交付申請書類を提出します。

申請期限：
5月29日（金）まで

【提出書類】

- 補助金等交付申請書・誓約書（様式あり）
- 事業計画書（様式あり）
- 収支予算書（様式あり）
* 積算根拠（理由）を記載する
- 構成員名簿

町：書類を審査し、「補助金等交付決定（却下）通知書」を通知します。
交付決定通知書に記載された金額は、補助金の確定額ではありません。

②交付請求書を提出します。

【提出書類】

- 補助金等交付請求書（様式あり）

町：概算払いで、口座振込を行います。

概算払いとは、予定される概算の金額を先払いすることです。

③事業計画をもとに取組を実施します。

- ・計画に変更等がある場合は、担当課に報告してください。

④事業実績書類を提出します。

提出期限：
取組終了後
1ヶ月以内

【提出書類】

- 補助事業等実績報告書（様式あり）
- 事業実績書（様式あり）
- 収支決算書（様式あり）
* 計画書に記載のない物を購入した場合は、必要とする理由を記載する
- 領収書等支払い額がわかる書類
* 出納簿又は通帳の写し
* 領収書の写し（補助金使用として計上する内容のみ）
- 出席簿

町：書類を審査し、補助金額の確定を行い、「補助金等確定通知書」を通知します。
審査では、経費の使用対象、計画書と実績報告の差異等を確認します。
対象経費に係る収支決算額が補助金額を下回る場合には、補助金の減額又は返還を求めます。

⑤返還金が生じた場合（補助金確定額が補助金交付決定額より少ない場合）は、納付書により返金します。

「日出町介護予防地域活動支援補助金（健康おうえん金）
の交付について」④

— 令和8年度版 —

健康おうえん金に関するQ&A

NO	質 問	回 答
1	<p>構成員の1 / 3以上の人数の考え方を示してほしい。20名の1 / 3は、6. 6人だが、何人と考えるのでしょうか。 また、メンバーの増減があるためどう捉えたらよいのか。</p>	<p>申請時に提出した構成員名簿の人数で計算され、20名の3分の1は、6. 6人ですが、小数点以下の値は切り上げて、7人とします。また、メンバーの増減に関係なく、上記のとおり、20名の場合は、1回につき7名以上が参加していることが条件となります。</p>
2	<p>クラブでは、47回/年間を計画していますが、47回のうち1回でも交付条件4（1回の開催につき、構成員の3分の1以上の人数が参加している）に当てはまらない場合は、交付条件に適していないと判断されるのでしょうか。</p>	<p>条件1より年間10回以上を満たしていれば、補助金交付対象となります。ただし、次年度の申請時に前年度の実施回数は、交付条件4を満たした実施回数が計上されます。</p>
3	<p>サロンの立ち上げ1年目は申請できますか</p>	<p>申請できます。ただし、補助金額は、計画書から算出され、概算払い（予定される概算の金額を先払いすること）となりますので、実績報告により実施の有無を確認し、計画通りに実施していない場合は、返還の場合があります。</p>
4	<p>会場使用料は加算として上限2万とあるが、冷暖房費は加算の対象ですか。</p>	<p>冷暖房費は加算の対象ではありません。補助金の活用には該当します。</p>
5	<p>普段は自治区公民館を使用しているのですが、他の施設を使用する場合は、会場使用料として加算額の対象となりますか。</p>	<p>会場使用料は、拠点とする会場の使用料とするため、加算とはなりません。補助金の活用には該当します。</p>
6	<p>報償費について、陶芸の場合、講師に材料費として別に払っています。それは報償費でなく、材料費として支払うで良いのでしょうか。</p>	<p>材料費として計上してください。</p>
7	<p>お世話係が、脳リフの取り組みの材料（販売していない、山や野などで採ってきたもの）の代金を支払うことはできるのか。</p>	<p>当該団体構成員に支給されるような経費は、対象となりません。</p>
8	<p>区ごとに、お世話役に対して手当があると聞いたのですが、それは補助対象になりますか</p>	<p>当該団体構成員に支給されるような経費は、対象となりません。</p>
9	<p>さわやか日出へのお礼は講師謝礼に入りますか。</p>	<p>講師謝礼として対象となります。講師への謝礼については、講師とご相談ください。</p>

「日出町介護予防地域活動支援補助金（健康おうえん金）
の交付について」⑤

— 令和8年度版 —

健康おうえん金に関するQ&A

NO	質 問	回 答
10	町の保健師等の講話の際に出したお茶代などは対象となりますか。	町の職員が伺った場合は対象となりません。また、お茶等ご配慮は要りません。
11	車借り上げ料は、タクシー利用料は入りますか。高齢者の方は家族から「人を乗せないように」と言われている方も多く、乗り合わせで移動するのは難しいかと思います。	タクシー利用料も含まれます。しかし、該当するのは、町内移動の1回のみです。活動は「拠点を決めて」が原則ですので、対象となるのは、拠点から目的地までの往復分となります。
12	会場使用料と冷暖房費の領収書は別々でないとはいけませんか。	領収書は一緒でもよいですが、内訳が分かるものを添付してください。
13	栄養の話等、講師紹介などしてもらえるのですか。また、どのような方法が良いですか。	講師や実施内容についてお困りの時は、健康増進課にご相談ください。町職員等以外の場合は、有償の場合もあります。
14	衣服代は対象となりますか。	個人に支給するものは対象外です。しかし、会の活動の維持や活性化を目的としていると判断された場合は、貸与として、購入可能の判断となる場合があります。例えば、一体感を持つ、モチベーションを上げるなどの目的としてユニフォームを購入するなどの場合となります。ただし、購入の前に事前に相談が必要です。
15	R7年度の報告書は今までとおりでよいですか。出席簿はいつから提出ですか。	R7年度の報告書の提出に、変更はありません。出席簿は令和8年度からの提出となります。
16	加算額について説明をしてほしいです。今回の改正で補助金は多くなったのでしょうか。	R7年度に10回または11回の実施回数の団体が、R8年度に12回実施したら、5,000円の加算で、増額となりますが、令和8年度までの経過措置です。また、拠点となる会場の使用料が発生する場合は加算となり、増額となります。加算額があっても、補助金の上限額は5万円です。
17	計画書よりも回数を多く実施した場合は、補助金が増額となりますか。	計画書により補助金額の算出を行うため、計画書に記載されていない内容による増額はできません。ただし、計画書に記載された内容が未実施の場合は、減額されます。